

住宅減税 最大400万円

所得税最高税率

「400万円超」に

税制改正

2013年度の税制改正で、住宅ローン減税と主に富裕層を対象にした所得・相続増税の内容が固まった。政府・自民党

は18日、13年末に期限が切れる住宅ローン減税を4年間延長し、所得税などから差し引くことができ最大控除額を10年間で400万円に上げる方向で最終調整に入った。所得税の最高税率は現行の40%から45%に引き上げ、適用する課税所得を「4千万円超」の部分とする方向だ。

残高の上限を4千万円とし、毎年末の残高のうち1%分を毎年の所得税額から引けるようにする。14年1～3月は最大控除額が200万円の現行制度を延長する。14年4月の消費増税と同時に最大控除額は2倍に上がる。住宅市場への影響を和らげるため、最大控除額を据え置く方針だ。

所得・相続の増税案は自民、公明、民主3党が21日にも合意する見通しだ。民主党は18日、党税制調査会の総会を開き、

13年度税制改正の住宅購入支援と所得・相続増税のポイント

【住宅ローン減税】

- ・2017年まで4年間延長
- ・最大控除額を400万円に倍増
- ・最大控除額は17年まで据え置き
- ・住民税からの控除枠引き上げ

【所得増税】

- ・最高税率を40%から45%に
- ・対象は課税所得4000万円超

【相続増税】

- ・財産6億円超を対象に最高税率55%を新設
- ・財産から差し引く「基礎控除」は4割縮小し「3000万円+600万円×法定相続人数」

住宅ローン減税はローン残高の一定割合を所得税から差し引く制度。400万円の控除額は14年4月から17年末までの入居に適用する。過去最大規模のローン減税を長めに実施し消費増税に伴う駆け込み需要と反動減を防ぐ。対象とするローン

自公両党が示した案を大筋で受け入れた。所得税の最高税率は現行の40%から45%に引き上げ、課税所得が「4千万円超」の部分への適用を提案する。こ

とで調整に入った。自公両党は民主党に課税所得「3千万円超から5千万円超まで」の範囲のどこかを上回る部分に45%の最高税率を課す案

を提示。21日にも開くうちに6億円を超える。うち6億円を超える。に、新たに55%の最高税率を設ける案を示した。課税対象の財産から差し引くことができる「非課税枠」といえる基礎控除

は現行から4割縮小の「3千万円+600万円×法定相続人数」とした。民主党が与党時代につくった内容と同じで、民主党は受け入れる方針だ。

は現行から4割縮小の「3千万円+600万円×法定相続人数」とした。民主党が与党時代につくった内容と同じで、民主党は受け入れる方針だ。

13 19 日 経